

神戸地区住民自治協議会役員等の慰労及び弔事に関する規定

(趣旨)

第1条 この規定は、神戸地区住民自治協議会役員等の慰労及び弔事に関して必要な事項を定める。

(慰労の対象)

第2条 神戸地区住民自治協議会の役員等の退任者について、その功績に対して感謝の意を表すため下記の者を慰労する。

- (1) 会長、副会長、理事、会計、顧問、参与
- (2) 部会部長
- (3) 市民センター長、事務員、生涯学習支援員
- (3) その他特に会長が認めた者

(慰労の方法)

第3条 慰労は、会長名で感謝状と記念品料を贈呈する。

2 慰労は原則として総会にて行う。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

(慰労記念品料の基準)

第4条 慰労記念品料の基準は下記のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|---------|
| (1) 会長 | 20,000円 |
| (2) 副会長・理事・会計・顧問・参与 | 10,000円 |
| (3) 部会部長 | 10,000円 |
| (4) 市民センター長、事務員、生涯学習支援員 | 10,000円 |

(弔慰金)

第5条 神戸地区住民自治協議会の役員（会長、副会長、理事、会計、事務局長、事務局次長）、監事、部会部長、顧問、参与及びその親族の逝去に対する弔慰金は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|----------------------|
| (1) 本人が逝去した場合 | 香典 20,000円 |
| | 生花（1基）又は花輪 |
| (2) 本人の親族が逝去した場合 | 香典 5,000 |
| | ※親族一親等の血族及び同居の1親等の姻族 |
| (3) 自治功労者が逝去した場合 | 香典 5,000円 |

2 前項の以外の弔事は、発生の都度役員会で協議する。ただし、緊急を要する場合は、会長と副会長で協議のうえ決定し、役員に連絡する。

3 前2項に関して、いずれの場合も香典返しの返礼は、一切受け取らないこととする。

附則

この規定は、平成22年4月25日から改正施行する。

この規定は、令和2年4月18日から改正施行する。

この規定は、令和5年4月17日から改正施行する。